

国地地情第145号  
平成26年1月23日  
(一部改正) 国地地情第153号  
令和4年12月22日

各位 (ホームページ公開)

国土交通省国土地理院長

測量法第30条の承認を得て作成された汎用地図データベースの  
取扱いについて (通知)

国土交通行政につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

測量法第30条の承認を得て汎用地図データベースを作成する場合、「測量法第30条の承認を得て作成された地図データベースを利用する場合の使用承認申請について (平成26年1月23日付国地地情第145号)」の通知に基づき運用を行っておりましたが、個別製品のリスト及び成果品の提出につきまして使用承認を得た者の負担を軽減するため手続方法を変更しました。今後は別紙のとおり運用を行いますので通知いたします。

これにより、「測量法第30条の承認を得て作成された地図データベースを利用する場合の使用承認申請について (平成26年1月23日付国地地情第145号)」につきましては、廃止いたします。

担当  
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係  
電話 029-864-1111 (代表) 内線 7355  
029-864-4150 (直通)  
mail [gsi-tsu6f-fukusei@gxb.mlit.go.jp](mailto:gsi-tsu6f-fukusei@gxb.mlit.go.jp)



#### 4. 成果品の提出について

成果品は製品ごとに、以下の方法（複数示している場合は、そのいずれか）によりご提出ください。なお、承認番号を明示した箇所を含む成果品をご提出ください。

##### (1) 印刷物の場合

- ・印刷物のデータ（最終原稿データ等）
- ・印刷物のコピー（複写品）
- ・印刷物

※なお、複数地域の地図を作成するなど、地域が異なるだけの同一規格の成果品が複数ある場合は、そのうちの一点を提出

##### (2) CD 製品・DVD 製品・GIS 製品・ソフトウェア等の場合

- ・出力図
- ・表示画面をキャプチャした画像データ
- ・製品

※なお、画像データがない場合や、専用のソフトウェアを用いて読み込みするデータの場合等については、パッケージの画像等を提出

##### (3) Web サイトで公開する地図画像等の場合

- ・Web サイトの URL を報告
- ・会員向けサイトなど公開範囲を限定している場合は、表示画面をキャプチャした画像データ

##### (4) 立体模型等の場合

- ・立体模型等の画像

#### 5. 3 及び 4 の提出先について

##### (1) 電子メール等による場合

国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係  
mail gsi-tsu6f-fukusei@gxb.mlit.go.jp

##### (2) 郵送による場合

〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1 番  
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係

#### 6. 注意点について

- (1) 申請書には、様々な地図製品を作成する際の基となる汎用地図データベースである旨を明確に記載してください。
- (2) 汎用地図データベースは、3 年ごとに更新の申請をしてください。その際に最新・適正な地図が使われているか確認しますので、申請内容は詳細に記載してください。
- (3) 承認した汎用地図データベースに新たな調製等を行い、別種の汎用地図データベースを作成するような場合は、別途、測量法第 30 条の使用承認申請が

必要です。

- (4) 汎用地図データベースそのものを販売する場合、購入者が新たに「汎用地図データベース」の使用承認申請を行い、承認後はIのとおり手続を行ってください。

#### 7. 手続等を行わない場合について

承認条件に違反したことになりますので、承認の取消等の措置を講じることとなります。

II. 現在、使用承認を得ている汎用地図データベースについて
--------------------------------

現在、使用承認を得ている汎用地図データベースについても、Iのとおりとします。